

民間資金等活用事業推進委員会 第42回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第42回民間資金等活用事業推進委員会 議事次第

日 時：平成29年1月20日（金）9:59～11:30

場 所：合同庁舎8号館8階特別中会議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 優先的検討部会について

- ・PPP/PFI手法導入優先的検討規程 運用の手引（案）（報告）

(2) 事業部会について

(3) 計画部会について

- ・PPP/PFI推進アクションプランの見直しに向けて

(4) その他（報告）

3. 閉 会

○村田参事官 柳川先生来られておりませんが、少しおくれるということでございますので、定刻になりましたので、ただいまから第42回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。

事務局である内閣府PFI推進室の参事官をしております村田でございます。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

まず前回の委員会後に委員に御就任いただき、今回初めて御出席いただきます委員の方々を御紹介させていただきます。

上村多恵子委員でございます。

○上村委員 上村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○村田参事官 工藤和美委員でございます。

○工藤委員 工藤でございます。

建築の設計をしておりまして、PFIはどちらかというに参加する側におりますので、そういう視点で御協力できればと思っております。よろしくお願いいたします。

○村田参事官 また、本日は民間資金等活用事業推進機構の半田代表取締役社長にも御出席いただいております。

あわせて事務局にも人事異動がありましたので、御報告させていただきます。

内閣府審議官の羽深でございます。

統括官の田和でございます。

大臣官房審議官兼PFI推進室長の木下でございます。

PFI推進室企画官の森でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

現在のところ、本日は定員9名のうち6名の委員に御出席いただいております。定足数の過半数に達しておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

議事に入る前に、審議官の木下から一言、御挨拶をさせていただきます。

○木下審議官 おはようございます。改めまして、内閣府でPFI推進室長をしております木下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

PPP/PFIの推進につきましては、昨年5月に新たな事業規模の目標と具体的な施策を盛り込んで、新しいアクションプランを本委員会の御審議を経て決定し、現在、これに基づいて取り組んでいるところです。このうちPPP/PFI手法導入の優先的検討、民間の提案、バンドリング・広域化といったテーマにつきましては、本委員会のもとに設けられました優先的検討部会として、事業部会といったところで御議論をいただきながら検討を進めております。本日は両部会からの御報告とあわせまして、アクションプランのフォローアップと、それを踏まえた見直しに関しまして本委員会、計画部会の今後の進め方などにつきまして御議論いただきたく存じております。

来る29年度は、20万人以上の地方公共団体における優先的検討規程の運用が本格化して

いるということで、PPP/PFIにつきましてもとても重要な年になると考えております。委員の皆様方におかれましては、引き続き御指導賜りたく、また、この場でも熱心な御議論をお願いいたしまして、初めの御挨拶といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○村田参事官 それでは、以後の議事につきましては石原委員長に進めていただきたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

○石原委員長 石原でございます。御指名でございますので、進行役を務めさせていただきますと存じます。

それでは、先ほどお話がございましたように、本日の議事に入らせていただきたいと思っております。

まず議題1の優先的検討部会でございますけれども、お手元にお配りしてございますPPP/PFI手法導入の優先的検討規程運用の手引(案)につきまして、御報告をいただきたいと思っております。この手引につきましては、委員の皆様のお意見を踏まえましてPFI推進室において取りまとめたこととなっております。また、優先的検討部会において具体案の取りまとめに御尽力いただきました根本委員、小幡委員、その他専門委員の皆様におかれましては、専門的なお立場から大変精力的に御議論いただき、ありがとうございました。

それでは、まず部会長であります根本委員から、冒頭の御説明をお願いしたいと存じます。

○根本委員 おはようございます。東洋大学の根本でございます。優先的検討部会の進行を担当しておりました。

まず、今朝、テレビを見ておりましたら、ワイドショーで人工衛星の関係でPPPでやりますという話が出てきて、それが受験に出る単語として、官民連携して公共サービスを提供するのは何ですかという3択の問題が出ていまして、PPP、PPAP、PAPということでPPPを選択するというのが正解で、ついにここまで来たのかと、大変うれしい朝を迎えたということでございますので、ぜひ役所のほうでもチェックしていただいて、誤りがないかどうか確認しておいていただければと思います。

無駄話はその程度にしまして、優先的検討部会は優先的検討規程をしっかりと運用していただくということでスタートしております。よく誤解されるのですが、国が権力を持って地方公共団体に命令するというのはおかしいのではないかと感じているような自治体さんは余りないと思うのですが、地方議会なんかではそのような議論がたまにあることを漏れ聞くのですけれども、これは大変な誤解でありまして、PPP/PFIはしっかりと考えていただければ非常に使い勝手がよく、いろいろな問題の解決ができる重要なツールであるにもかかわらず、余り深く検討せずに従来型でやっつけてしまおうということに対する問題提起でありますので、しっかり検討してください、必ず何らかの成果があるはずですよというメッセージだろうと思っております。

そのためには、しっかり検討していただくための基礎的な情報あるいは物の考え方をお伝えする。これは国の義務だろうということでございまして、検討規程の運用の手引とい

う形を取りまとめたところでございます。後ほど御説明を事務局からさせていただきますけれども、基礎編、応用編、事例編というふうに3章構成になっておりまして、いずれをとっても従来にも増して極めて親切、懇切丁寧で、読み物として読んでいただいても大変おもしろい。特に事例編については本当にプレイヤーが紙の上から登場してくるのではないかと思われるようなインパクトのある表現をしっかりとっておりますし、アンケートであるとかヒアリングを駆使しております、実際に本当に使えるものになっているかなと思います。

今年度中は人口20万人以上の団体さんに規程を策定してほしいということで御要請を申し上げているところでありますが、来年度以降、規程を踏まえて実際の活動が始まるということでございます。

では20万人未満はいいのかということについて言うと、当然これは大事ですのでやってくださいと出しているわけですが、検討部会の中の議論でも、十分に20万人未満の自治体でもそれなりの規模のプロジェクトは必ずあるという議論が出てまいりました。特に庁舎とか学校というのは、よほど小さくない限り1つつくれば建設費10億という制限は軽く超えるものですので、これを直営でやろうという従来型でやるとすると、相当な財政負担になりますので、当然これはPPP/PFIを検討していただく必要があるだろうと思っております。そういう意味では20万人未満の自治体さんの事例も入れてありますし、最終的には来年度以降この20万人という目安をもっと広げていく。下げるなり、あるいは人口規模にかかわらず、全国的に展開していこうということが必要でないかということで、部会の取りまとめをしたところでございます。

それでは、事務局より手引（案）の御説明をお願いいたします。

○森企画官 事務局の内閣府PFI推進室の企画官の森でございますが、私から説明をさせていただきます。

資料1-1、資料1-2と、ファイルになっております、これがまさに運用の手引（案）でございます、資料1-3ということで、この3つを用いて御説明をさせていただきます。

まず資料1-1でございますけれども、優先的検討部会の実施状況についてということ、優先的検討部会では規程の策定、運用状況のフォローアップと運用の手引の策定等を審議することとしておりまして、昨年9月に第1回を開催しまして、12月に部会として手引を取りまとめたところでございます。また、参考資料2というものが、後ほどごらんになっていただければと思うのですが、9月末現在の優先的検討規程の策定状況を調査して、公表したところでございます。

「2. 運用の手引について」というところは、また後ほど御説明をさせていただきます。

「3. 今後のスケジュールについて」ですけれども、1月中にはできれば運用の手引は発出して、2月に自治体に対して全国で説明会を開催しまして、年度末までの既定の確実な策定と的確な運用を要請しまして、3月には規程策定状況のフォローアップを行って、

4月ごろにはそれらを踏まえてまた部会を開催したいと考えております。

ちなみに9月末現在の中間のフォローアップでは、人口20万人以上の全181団体で策定予定となっております。28年度末までということになりますと156団体、86.2%ですけれども、策定予定となっております。

続きまして資料1-2ですけれども、資料1-2を中心に本体であります資料1-3も参照しながら御説明をさせていただきたいと思っております。

まず資料1-2のページをめくっていただきまして、手引の位置づけでございますけれども、これは本体の序章のほうにもつけているものですが、骨太方針2015で方向性が示されまして、その検討をするための指針についてというものが策定されて、自治体へ規程策定への要請を行い、我々のほうでは策定の手引というものをつくって説明会も行って、そういったところで運用上の課題を確認しまして、それを踏まえて部会で御議論いただいて、今般、運用の手引を取りまとめたところでございます。

3ページ、次に自治体職員が優先的検討を行う際の課題としまして、6つの課題を抽出しました。3ページ目の右側に①～⑥があるのですけれども、例えば庁内体制をどのように整備すればよいかわからないといったような声ですとか、簡易な検討における計算表の数値の設定をどのように行えばよいかわからないということですか、あとはコンセッション事業・収益型事業をどのように検討するかわからないというような課題がございました。そのような課題の対応のための今回の手引でございまして、その構成は次の4ページ目のおりになっております。

先ほど根本部会長からもお話がございましたけれども、これは3章構成にしております。第1章は基礎編ということで課題とその対応について解説をしております。課題への対応としてこの手引の中のどこを見ればわかるかということ、論点というか課題ごとにどこを参照してくださいという形にしております。

第2章は応用編としまして、コンセッション事業や収益型事業の検討方法ですとか、庁内体制の構築について解説をしております。第3章は事例編ということで事業分野別に特徴を踏まえた先進事例を紹介しているところでございます。

次に中身をかいつまんで説明させていただきます。まず第1章の2のQ&AのQだけ並べてしまっているのですけれども、これは多分に自治体への啓発といったような意味合いも込めてつくっているものも多分にございます。かいつまんでこの中で紹介させていただきますと、例えば本編のファイルをごらんいただければと思うのですが、この中の16ページ目にQ4ということで、人口20万人未満の地方公共団体は、優先的検討規程をつくらなくてもよいのですかというところがあるのですけれども、このような中でも人口20万人未満のところでも事業が相当程度あって、効果もあるというところですので、ぜひつくってくださいという意味合いも込めてここに記載をしているものでございます。

続きまして21ページ目にQ7ということで、事業費基準に満たない事業についてはどのように考えればよいのですかというところがございまして、議論の中で先ほど根本部会長から

も御紹介がありましたけれども、ここに今、表に10億円以上となる施設規模の目安というものを入れておりました、自治体の中には我々こんな10億円以上のものはありませんと言っているところがありましたので、そういった施設規模の目安といったものを参考につけております。事務庁舎であれば、人口3万人以上のほぼ全ての地方公共団体が所有する本庁舎の面積は、10億円以上となる規模の目安である2,500㎡を超えますとか、そういうようなことは解説をしております。

続きまして27ページのQ12で、収益化の検討とは何ですか。なぜ積極的に収益化を検討する必要がありますのかというところでして、我々アクションプランの中でも収益性を高める工夫を重ねることで、公的負担の抑制効果を高める視点が重要ということをおっしゃるけれども、そういうことを改めてQ&Aの形式でまとめたというものでございます。手引の中でもこういったことを随所に記載させていただいております。

30ページ目でQ15ということで、地域の民間事業者を活用するためにはどうしたらよいですかというところで、地域の民間事業者の活用といったことは、自治体の方々の関心事項でもありますので、地域プラットフォームの活用ですとか、選定手続で参加資格要件としているとか、そういったことを解説させていただいているところでございます。

今度は概要の資料1-2に戻っていただきまして、6ページ目になります。簡易な検討における数値設定についてというところでございます。自治体の方々が第三者に対して設定の考え方を合理的に説明できるようということで、我々は個別のデータを提示することと、分析も行ったところでございます。例えば今これは分析の調査結果ということで下の表につけさせていただいているのですが、策定の手引では今、10%と費用削減率ですとか、料金収入増加率10%と置いているのですが、我々124の事業、いろいろデータのあつもので分析をして、今回の調査結果ということで例えば費用削減率の設計費ですと13.4%ですとか、運営費ですと12.9%ですとか、そういった分析をさせていただいたところでございます。

また、ただ単にそういった平均をとったというだけではなくて、本体の40ページと41ページには個別の数値をそれぞれ分野の案件で記載をしております、こういったところも自治体の方に参考にしていただければということで、こういったデータもそのままつけているところでございます。

続きまして、また概要編に戻っていただきまして7ページ目はVFMの傾向を分析したものでございます。事業の収益化ですとか事業期間の長期化、応札企業数の増加によってVFMが向上することがわかったということとして、採用手法の検討ですとか、そういったところの参考にしていただければと考えています。

8ページ目からが第2章でございます。収益型事業の検討方法ですとか、庁内推進体制の構築について解説をしております。

8ページ目につきましては、こちら考え方を改めて本文の中にもつけておるところとして、収益型ですとかコンセッションですとか、そういったものは公的負担の抑制の観点か

ら重要ですということを解説しております。

9ページから12ページ目までが、収益型事業とコンセッション事業のそれぞれについて検討方法を解説しております。9ページ目はまず収益型事業と言ってもさまざまなタイプがありますので、それを類型化しております。10ページ目で検討方法ということでつけておまして、よく検討方法がなかなか難しいですねということがありますので、こういったことで発案から簡易な検討から詳細な検討事業の実施という流れで検討プロセスを解説しているところがございます。官民対話等が考えられますということで記載をさせていただいております。

11ページ目が今度はコンセッション事業でして、コンセッション事業につきましてはアクションプランのときの委員会でも御議論があったとお聞きしておりますけれども、コンセッション事業、一般的なイメージとしては①独立採算型コンセッションということになるかと思うのですが、そういうものに限らず、混合型といったようなものもあるんですよということで、そういったことも解説しております。

さらに12ページ目では収益型と同じように検討プロセスといったことで記載を、どういったところに着目すればいいのですかということで解説をさせていただいております。

13ページ目が、今度は庁内体制の構築というところがございます。どのように庁内体制を構築してよいかわからないといった意見が自治体から多く出ておまして、そこで我々先進的な取り組みを行っている自治体にヒアリング調査を行っております。それがこの表のとおりになってございまして、こちらの事例を手引のほうでつけているところがございます。

具体的には例えば表のあるさいたま市ですと、本体の67ページから4ページにわたって事例をつけておまして、例えば67ページでは検討フローということで、いわゆる事業を持っている所管課がこういうことをやっています。その隣が行財政改革推進部とあるのですが、いわゆる取りまとめ推進している部局がこのように所管課と協議をしながらやっていますといったようなことで、最終的にはその検討会議体ですとか首長の決定があって、その過程では議会ですとか住民といったところへの説明も行っているといった流れを示して、参考にさせていただきたいと思っております。

また概要に戻りまして14ページは飛ばさせていただきました。15ページが第三者評価の仕組みということで、我々は優先的検討でPPP/PFI手法が適さないとなった場合には公表してくださいとおまして、それについて今、事業化段階ですとか実施段階とか事業プロセス全体でいろいろな取り組みが行われておりますので、そういったものを活用して行うことが考えられますということで解説をしているものでございます。

16ページ目からが第3章ということで、事例編でございます。16ページにあるように1～12の分野で事例集を作成しております。これまでの実施件数が多い分野ですとか、今後、実施が見込まれる分野ですとか、そういったところを中心に分野を抽出してやっております。

17ページは参考で、今後こういったものが多いですというものでございまして、18ページ目と19ページ目が事例集にどのようなことが書いてありますかというような解説をしております。

18ページ目が本体のほうでは95ページ目からがずっと事例編になっておりまして、97ページからがまず事務局庁舎についてのものとなっております。ここでまず分野別の全体の特徴を記載しておりまして、特徴とどういったスキームがあるかということ、あと、官民の役割分担とか、期待される効果、99ページ目には実施状況ということで、どれぐらいの事業規模なのかということですか、VFMがどれぐらい出ているのかといった分布ですとか、人口規模別の実施件数ですとか、そういったところを記載しているところでございます。

さらに個別の事例ということで100ページ目からが個別の事例を、まず100ページ目が事例の一覧を10件ほど挙げていまして、さらに101ページ目からが、その中で3つほど抽出しまして、2ページにわたって詳しく一つ一つ事業を見ているところでございます。こちらは事業のポイントですとか、事業方式、役割分担、検討スケジュール、102ページ目では手法導入の効果ということで、できるだけ具体的に書くように心がけたところでございます。こういったような手引を取りまとめさせていただいたところでございます。

最後に参考資料ということで、VFMの分析のデータ集と支援制度の紹介をつけているところでございます。

これを2月の説明会で全国の説明会をいたしまして、的確な運用に当たっての参考にさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

ただいま非常に詳細に御説明いただきましたが、御質問、御意見等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでございましょうか。

では宮本委員長代理から。

○宮本委員長代理 まず大変わかりやすいガイドラインと申しますか、マニュアルに近い形のものをおつくりいただきまして、大変ありがとうございます。

特に最初のQ&Aのところは一番職員の方が悩むところかと思っておりますので、そこで理解ができると思いますし、特にVFMの中のなぜそれが出てきたのかというのをちゃんと事例をもとにまとめていただいたのは、画期的なことだと思っております。だからこういうものがあれば一応、検討しようかなと思っているところでも、なるほど、そういうものかという形で思っただけだと思いますし、その後の具体例が庁内の体制の話と、具体的な事例があるということになれば、1つのベストプラクティスとして見ていくという形になれば、アクションプランで掲げております推進がかなり進むのではないかと、大いにありがたく思っております。

次のステップですが、逆にこういうものはどうかと言った内容を含めることかと思わずけれども、まずは推進段階とすれば大変いい手引をつくっていただいたと、ありがたく

思っています。

○石原委員長 私も拝見いたしまして、非常に詳細に、また、事例集も含めて具体性があるということで、これなら先ほど根本委員からもお話がございましたように、読み物としても非常に面白いということで、参考になるのかなと思いました。

1つ伺いたいのですが、これは20万以上については要請とあり、20万未満についてはお願いというのは、法律用語というか、用語としての意味合いはあるのですか。何となくニュアンスはわかるのですけれども。

○森企画官 法律上、何かというわけではないのですけれども、これは平成27年12月に要請をさせていただいたものですが、20万人以上については定めていただきますようお願いいたしますということで要請をさせていただきます、20万人未満、それ以外のところにつきましては、必要に応じて同様の取り組みを行っていただきますようお願いいたしますということで、そういったことで差をつけさせていただきました。

○石原委員長 ニュアンスは非常によくわかるのです。

ほかにいかがでございましょうか。谷口委員、どうぞ。

○谷口委員 御説明ありがとうございました。

非常にわかりやすく素人が読んでも読む気がするというか、この前、私は偉そうにデザインだとか申し上げてしまったのですけれども、強調もわかりやすいですし、色遣いもとても控え目でいいと思いました。

1点伺いたいのと、1点コメントなのですが、まずコメントのほうで資料1-2の6ページ目にVFMのパーセンテージが書いてあるのですけれども、先ほどの宮本先生とも少し関連するのですが、当然全部ポジティブなものだけをやる、PFIする、PPPするはずなので、全部ポジティブになっているのは当然だと思うのですが、このようなものはぎりぎり難しかったねというようなネガティブな事例も、簡易的な検討で、これはちょっとネガティブになったなという議論を1個か2個ぐらい載せておいてもいいのではないかと思います。そうしたほうが当然ポジティブだからやるんだよ、ネガティブなものももちろんあるんだよということを示せるのではないかと思います。

もう一つ、これは質問なのですが、公表するというのが15ページのところに優先的検討課題で適さないとなった場合の公表というものがあるのですけれども、本編を見たのですが、どこに書いてあるかわからなかったのですが、これは誰に、どのような方法で公表するようなイメージなのか教えていただければと思います。

以上です。

○森企画官 公表の仕組みにつきましては、資料の29ページ目のQ&AのところでもQ14ということで、導入に適しない場合の公表はなぜ必要なのかとありまして、今、我々は指針のほうで採用手法の評価結果を第三者による比較が可能な状態で公表することによって透明性を確保するというので、あと説明責任を果たすために公表を求めています。公表というのはインターネット上で公表というのものもあるでしょうし、一般の形でわかるよう

な形で公表をすることを求めているというものでございます。

○谷口委員 では政府に報告する義務があるとか、そういうわけではないということですね。

○森企画官 そうですね。公表を求めています。

○谷口委員 ありがとうございます。

○石原委員長 先ほどのネガティブ例もいかがかという、少しというお話がありましたけれども、そこはいかがですか。

○森企画官 なかなか今回、できるだけいい事例を展開して、ちゃんとやっていただきたいという意味合いを込めて、そのようなことをやっておりまして、確かにおっしゃるとおりだと思いますが、なかなかネガティブなもの、調査もなかなか難しいところもあったので、今回は入れていないということですが、またそれでフォローアップをしていく中で検討していければと思っております。

○石原委員長 具体的な中でいわゆる虎の巻的な、こういう反対があるけれども、これはこういう形というのは、またそういう中でこれを遵守させていくことになるのですか。

○森企画官 そうですね。必要に応じて、今後これを全く変えないというものではございませんので、運用状況等を見ながらそういったものを必要に応じて入れていければと思っております。

○石原委員長 一般住民がなかなか賛成してくれないとか、議会があれだとか、なかなか文章にするのが難しい面もあるかもしれませんが、そういったものが実はノウハウとして大事というのもあるということですね。

どうぞ。

○上村委員 今後の公表後というか、スケジュールについてお聞きしたいのです。本当に今回、本格的にこの運用の手引を、ここまで詳細にしっかり漏れなくおまとめいただきましたこと、御尽力にお礼を申し上げます。と、ともに、これをいかに、まず国民、市民なのかかもしれませんが、この考え方を浸透させていかないといけないか、またその方法であると思えます。

1月末から運用の手引の発出といいますか、そして全国説明会の開催ということのスケジュールですけれども、どういう対象に対して、どういうイメージで全国説明会をなさっていくのか。そして、マスコミ対応、広報対応をどうするのか。何より国民のほうからむしろPPP/PFIというものを理解して、これからの地方創生の鍵、財政規律の鍵、成長戦略の鍵、民の力の鍵としてこの方法が、このツールが有効なんだということを住民、国民の腹に落ちて、そして地方自治体にしっかりこれを優先的に取り上げていく要望の声が上ってくる順番だと思います。今後のスケジュールでどのように展開していこうと思われているのか、教えていただきたいと思えます。

○森企画官 説明会につきましては、まず一番優先になるのは自治体の職員の方々への説明というのが優先にはなるのですけれども、ただ、それだけに限らず民間企業の方ですと

か、そういった方にも案内をする予定でございまして、あと、プレスといった意味でも、プレスも来週早々にはプレスに公表して、こういった説明会がありますということで、それは広く周知をする予定でございます。

○上村委員 ぜひ力強く広報していただきたいと思います。

○石原委員長 大事なポイントだと思います。

ほかにいかがでございませうか。どうぞ。

○工藤委員 まだまだ十分飲み込めていないのですけれども、少し気になるのは、それぞれの建物の種類等も違うのですが、VFMの数値がいろいろ上下しますね。それはさまざまな理由で違うわけなので、単に数値が5%と15%とでは15%以上にならないといけないのではないかと、そういう風潮になってしまうと何か無理をしてしまう。でも5%でも意味があるんだという事業もあるだろうし、そのあたりのさじ加減というか評価加減がこの数値だけに左右されないようにしないと意味がないと思います。もう一つ、設計する側からすると、設計料や建設費を下げていくと、PFIだと契約された時に多大なお金がかかる。また、安かればよからうみたいな風潮では、適正と言えるかという事が結構あります。特に自治体では必ずしも国交省が定めている人件費である設計料を払っていないわけではそれは今後働き方を正そうとしている国として正しくなっていかなければいけない。本当ではないことが起きているという部分も建設業界にはたくさんあります。VFMの数値が今事例として出る時、その評価の仕方をアドバイスしないと。よく議会でVFMの数字ばかり議論になります。どのようにこの資料を使っていたかというところを御質問させていただきたいなと思います。

○森企画官 我々もそういった分析もしたのですけれども、単なる平均とかですと個別の事情に応じていないということもあるということもございまして、40ページ、41ページで、これは個別の削減率等を記載してございまして、なかなか個別のものを公表されていないというのがありますので、本当は何々の事業と具体的にやればもっとあれだったのですけれども、一応こういったものも示させていただいておりますので、そういったところも参考にしながらやっていただければということで、こういったことで策定をしているものでございます。

○谷口委員 関連していいですか。今の工藤委員のお話を聞いていて思ったのですが、私もお金換算をするというのはすごく重要なことで、参考になると思うのですけれども、事業のいろいろなB/Cとかアウトカムとかいろいろ言われていますが、もう少し質的なことで、例えばVFMが1%しかかったとしても、使っている方々のハピネスが上がったら、それはそれですばらしい。もしかしたらゼロでも、前とお金が変わらなくてもハピネスが上がればそれでいい話ですね。だからとても難しいことだと思うのですけれども、国は国民の幸せが究極的には一番の目的だと思いますので、そこも必要だよということを遠くの目標としてはあってもいいのではないかと思いました。

以上です。

○石原委員長 まだいろいろあろうかと存じますが、ほかの部会の御報告の中でのお答え間も踏まえましてという形にしたいと思います。いずれにしましても、この運用の手引につきましては、まずはこれが原案といたしますか、完成品としてとりあえず出て、あと、それが実際に移されていく中で、今お話しいただいたようないろいろな観点から、具体的なものはそれぞれの中で踏まえていくという形で、これをさらに今後充実させていく。

ただ、初めて出てきたものとして非常にすぐれた参考になるものが出てきたので、これを大事に育てて次にやっていく。このようなことでよろしゅうございますか。できるだけ早くオープンにして、皆さんが共通の関心を持っていただくことも大事だと思ひますし、先ほどPRというかお話も出ましたけれども、できるだけこの存在を皆さんにわかって、愛読書になるように我々としても努力してまいりたいと思ひます。

私も説明をお受けしたとき少しあれしたのですけれども、1ページから400ページぐらいまで全部読むのも大変なので、これを見るにはこうしたらいいというのも随分工夫も凝らされておりますけれども、多分今後ますますそういった索引的機能といたしますか、実際のニーズに応じて出てくるのではないかと、そのようなことも感じた次第でございます。

あとはお話し申し上げましたように、後ほどいろいろな場面で御質問、御意見等をいただきたいと思ひます。PFI推進室におかれましては、ただいまいただきました委員の皆様のお意見を十分に踏まえまして、手引の取りまとめをぜひお願いしたいと思ひます。どうも本当に労作でございまして、これに携わられた皆様に本当に感謝を申し上げたいと思ひます。ありがとうございました。

それでは、次の議題に入らせていただきたいと思ひます。議題2の事業部会でございますが、これまでの調査審議の状況につきまして審議をいたしたいと思ひます。事業部会の構成員であります柳川委員、上村委員、その他、専門委員の皆様におかれましては、専門的な立場から大変精力的に御議論をいただき、ありがとうございました。まずは部会長である柳川委員から冒頭、御説明をお願いしたいと思ひます。

○柳川委員 柳川でございます。

事業部会は上村委員にも御参加いただきまして、アクションプランを踏まえたPPP/PFI事業の推進に向けてということで、主に3点、民間提案の積極的活用、バンドリング・広域化の推進、PPP/PFIの人材供給のあり方について、私を部会長として上村委員を含めた5名の構成員によって検討を行っているところでございます。

昨年11月24日に第1回、それから、本年1月12日に第2回を開催したところでございます。民間提案に関しましては民間事業者の負担軽減、適切な情報開示あるいはインセンティブ付与、企業ノウハウの保護といった論点を踏まえて、推進方策について検討を行っております。それから、バンドリング・広域化に関しましてはバンドリング、複合化、集約化、広域化でそれぞれ状況、ポイントが異なるという点を踏まえて、推進方策の検討を行っているところでございます。人材供給に関しては、コンセッション事業の事業者にヒアリングを行いまして、必要な人材等についての把握を行っているところでございます。

次回、第3回の部会は2月8日を予定しておりまして、報告書の取りまとめを行う予定になっております。

大まかには以上のところでございますが、詳細はこの後、事務局から御説明をいただきたいと思っております。

○直原企画官 企画官の直原でございます。

資料2で詳細につきまして御説明いたします。

ただいま部会長の柳川先生からお話がありましたように、実施状況としましては3回行う予定でございまして、2月8日が3回目ということでございます。開いていただきまして5名の委員の名簿がございます。

3ページ以降ですが、現在の検討状況ということでございます。今、柳川委員からもお話がございましたが、3点を調査内容としておりまして、1つは民間提案の積極的活用をということ。2つ目がバンドリング・広域化を推進するということ。3つ目は、主にコンセッションなのですが、PPP/PFIの人材供給のあり方を考えるということでございます。

3ページ目、検討のスケジュールは、ただいまこのように進めておりまして、次は2月8日を迎えるということです。

続きまして、その3つのテーマそれぞれについてどのような議論をしておるかということを中心に御説明いたします。

「民間提案について」とございます4ページの資料でございますが、まず私どもPPP/PFIに活用すべきということですので、施設整備を伴っている事業を対象にした民間提案を対象に検討しました。表にございますように3つが大体今、我が国で行われているだろうということとして、サウンディング調査、これは横浜市等で行っております。民間発案は福岡市やさいたま市で行っております。また、PFI法に基づいて行う民間提案、こちらは平成23年の法改正で出てきたものですが、こちらにも制度として活用された事例があります。それぞれなのですが、特徴としまして一番下に書いていますけれども、民間事業者にとっての負担の大きい、小さいがございまして、主にそういったことを中心に今後どのような民間提案の推進をすればよいのかということを考えてところです。

5ページ、こちらは過去の議論、例えば昨年のPFI推進委員会の中での計画部会での議論ですとか、平成26年度モニタリング事業促進ワーキング、こちらは柳川先生、宮本部会長代理にも御議論に加わっていただきましたが、そういった中で民間提案についてさまざまな御指摘、御議論がございました。また、過去の文献等も調べてまいりますと、論点は今、民間提案を進めるには、この論点を議論すべきだというものを出出したのがこの4つです。先ほど先生からもお話がございましたが、民間事業者の負担を軽減すること、それと民間事業者にどのような情報開示を行うかということ、あと民間提案について適切なインセンティブをつけること、それと企業ノウハウの保護を図る。この4点を中心に検討しているところでございます。

次のページですが、今後どのようにするかまだ結論は出ていないのですが、大まかにこ

ういう方向だろうということで議論しておりますのは、現行のサウンディング調査、民間発案は今、事例もございますし、うまくいっているということで、こういったことを全国に広めていきたいというのが1つ。それと今ありますPFI法に基づく民間提案につきましては、インセンティブをつけたり、負担軽減、あと情報開示という意味でどのような事業を公募していますと、公共側から公募の形できっかけをつくって民間事業者が提案しやすい環境をつくる。この3点の改善を行うというのがあるのではないかとということで、現在、検討を進めている状況でございます。

7ページからはバンドリング・広域化でございます。まずバンドリング・広域化というものの言葉の定義をまとめたのが7ページでございます。バンドリングというのは複数の施設を一括して事業化して、そして民間事業者に事業を行ってもらおうというものでございます。そのうち普通にバンドリングというものは単一の自治体で管理しているもの、①に相当するものですが、そのほかにもバンドリングの類型としまして、例えば複数施設を1つの施設にまとめるというものであれば複合化・集約化という言い方もするでしょうし、また、複数の事業を一括して行うのですが、それが複数自治体にまたがって行う。複数自治体が管理者になっているものを1つにまとめるといった場合には、広域化みたいなものがあるだろうということでございます。

次のページでございますが、おおまかに言ってバンドリング、複合化、集約化、広域化、それぞれ事業を行う推進上の課題が違うということが浮かび上がってきました。8ページの左側をごらんいただきますと、バンドリングは地元企業の受注に大きな影響があるので、地元関係者から理解が得られにくいということがございました。また、複合化につきましては、これはメリットがさまざまあります。地域の中核施設を束ねるということで、そこに拠点性、要は地域の中核施設としての拠点性、集客性が生まれる。むしろPPP/PFI事業の成立性がどうこうということも確かに大事なのですが、それと並んでまちづくりといった意味でも非常に貢献するというようなメリットがあります。ただ、そのメリットがなかなか知られていないというのが推進上の課題ではないかということです。

③ですが、広域化につきましては自治体間で調整を行うのですが、これに労力を要するという。また、事業を進めるには受け皿組織的なものが必要なのではないかとということでございまして、それぞれにつきましての対応策として地域プラットフォームですとか、事例集をつくって広報に取り組むといったような事柄、あと、自治体そのものを支援するといったことを考えていきたいと思っております。

9ページはその一例なのですが、広域化する事業を組むためにということで、受け皿組織として広域的な地域プラットフォームというものを今後進めていこうという方向で考えております。

最後に10ページですが、人材供給でございます。こちらはまだ今後どのようにコンセッション事業が進んでいって、人材を供給するに当たって困ることはないのかということ調べている途中でございまして、今のところ事業が3件ほどしかございませんでした。そ

れについてヒアリングを進めておりまして、結局のところ、必要となる人材に関するイメージや人材供給に係る民間事業者の意見を取りまとめるという方向で今、作業を進めておりまして、真ん中以降の下の部分につきましては、暫定的に部会に報告したものでございます。ここでですとコンセッション導入に対して特別な素養や専門性を必要とする人材が必要というわけではなかったり、一般的な公務員相当の人材であれば十分だという意見もあったのですが、まだサンプルも3件と少ないですし、本当にそれだけで一般化してこのようなことを申し上げてよいのかということも部会の中で議論もございましたので、ここは取りまとめる際に少し違った方向が出るかもしれませんが、今、お持ちしておる中間的な報告としては、きょうこのような形でさせていただきました。

私からは以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして御質問、御意見いかがでございましょうか。検討がこれからまたさらに進むということのようですが、どうぞ。

○根本委員 何点かありまして、1つは民間提案については昨年10月、官民対話ガイドというものを出しているのですが、あれとの例えば用語の定義とか、その辺がしっかりそろっているかなというところがありまして、恐らく②の民間提案の中に官民対話ガイドでは加点と選抜交渉型という2つ分類していたので、そのことを意味しているのかどうかというようなところですね。同じ内閣府が発出する文書で、同じようなテーマを違う言い方をするわけにはいかないと思うので、その辺の整合性をしっかりとっていただければと思います。

それから、バンドリングのところなのですが、これは施設整備を前提にしてバンドリングをすると規模が大きくなって、小規模企業の受注がしにくいということなのですけれども、水道事業の統合というのは必ずしも施設整備を前提にしていないような気がするのですが、①と③の定義が違うのかなと思います。

その結果、何が起きるかというところ、バンドリングの場合は確かに建設だけだとおっしゃるような懸念が出てくるのですけれども、むしろ維持管理とか運営をバンドリングすることによって、地元がいなければそもそもできないというような形にすることによって、必ず地元が入るような仕掛けをしていくことが大事だと思います。そういう意味では施設整備を伴わないような、例えば道路の包括委託みたいな府中市でやっているようなああいうものも広い意味ではPPP/PFIなので、あるいは地元要件を入れてちゃんと地元が入ってやっているのです。なので要は出し方なので、バンドリングだから地元がとれないというふうな誤解をされるのは避けたほうがいいかなと思っています。

それから、広域化のところは労力を要するというのはそうなのですが、これは迷惑施設とポジティブな施設は随分違っているのですが、斎場なんかの場合に確かに労力を要するのは同じように要するのですけれども、その要し方が違うといえますか、消極的な場合と積極的な場合と少し違うので、そこは考え方を整理しておいて、単純に労力を要すると言いきらないで、もう少しきめ細かく見たほうがよいかなと思います。最近では病院の広域

連合がふえているので、病院というのは両方要素があるのですけれども、労力を要していたとしても必要なものは進んでいるので、その辺を少し配慮していただければと思います。

人材供給については、まさに大学の役割でもあるのですけれども、コンセッションは民間サイドで完全に民間運営を保障された状態で自由にやれるのであれば、民間の人材で全く問題ないのですけれども、実際にはコンセッションに持ち込むための官側の人材、コンセッションという今までにないようなことをしっかり理解する自治体の職員であるとか、民間を探し出して交渉する、それも自治体の職員であり、あるいは逆にコンセッションという極めて自治体的でないような世界の話をして、しっかりと自治体の要望に変えて不安を取り除いていくような民間人というのは、これは全くいないですよ。そこがボトルネックになっているので、そういった人たちの努力があった上で出てきたものを事業として回す上での人材は、従来型の公務員でも、従来型の民間人でもいいのですけれども、キーパーソンのところはコンセッションに限りませんが、PPP全体として相当人材が薄いことは間違いないと思いますので、そこは少なくともしっかりとやっていくというふううたっていたきたいと思います。

以上です。

○石原委員長 ありがとうございます。

ただいまの先生の御意見をいただきまして、ほかの方いかがですか。

○直原企画官 4点ございました。

まず最初に昨年10月に出た官民対話ガイドとの用語のお話ですが、一番大きく違うと思っておりますのは、官民対話ガイドのほうは自治体で言うところの事務事業を扱っているものもかなり扱っているということございまして、私どもはPPP/PFI事業に関する、その推進のための民間提案の推進ということで、先ほど施設整備なのか事務事業なのかという分けの中で施設整備のものを今回扱っているものでございまして、加点型、選抜交渉型という話で、私どもの民間発案については恐らく加点という意味で扱っているという整理をしております、整合性を御指摘いただきましたので、もう一度改めておきたいと思えます。

バンドリングについてですけれども、施設整備と言い切ってしまうところが維持管理が入らないような印象もありますので、その点は気をつけたいなと思えます。

また、③についてですが、これは広域化につままして労力を要する。私どもヒアリングをしたときの事例が少なかったものですから、ヒアリング先の方がそうおっしゃっていたという意味で、それを伝えるということなのですが、確かに労力を要するの意味合いもそれぞれあるでしょうというお話、ありがたい貴重な御意見だったなと思っております。ただ、もう少し私どもでそれを受けとめるまでにもう少し勉強が必要なのかなと思っておりますので、今回のところはそこまで盛り込めるかどうかということはありませんけれども、認識を新たにさせていただきます。

人材供給についての御指摘もございました。今回はどちらかというと現場の実務経験者、

実際にオペレーションをしている方でして、経営陣の話については特に触れない内容になる予定でございます。ただ、若干は各企業さんからのヒアリングの中でも経営のお話があるはありましたが、その辺は今後の課題かなと思っておりますので、そちらはそうのようにさせていただければと思います。

以上です。

○根本委員 1点目は私の理解と違って、官民対話ガイドのほうもやっていたけれども、事務事業に限定はしていない。

○直原企画官 限定しているという意味ではないです。

○根本委員 対象の範囲が違うのであれば、違うから言葉が違うというのであれば、範囲がこれだというふうに説明しないとわからないので、そういう意味では必ずしも範囲が違うとは理解していませんから、恐らく何のことを言っているのかということでしょうね。官民対話ガイドも読み、こちらも読んだときに「あれ？」と思うだろうと思うので、その何で言葉が違うの、概念が違うのみたいなところを説明できるようにしていただければいいです。

○石原委員長 よろしくお願いたします。

どうぞ。

○宮本委員長代理 私も今、根本先生がおっしゃったところの対応が最初気になりました。それとここで民間提案というのは、よく知っている方は大きく分けて2種類あるというのは御存じなのですが、なかなかそうは知られていないと思います。法律に基づくものと、それ以前からあった一般的に提案できるんだよという枠組みがあることを強調していただければと思います。

それから、バンドリング・広域化の話は昨年の推進アクションプランをつくったときにもかなり書き込んだところがございますので、ここはそれこそ20万以下のところにどのように浸透していただくのかという点が一番大きなところかと思えます。

細かいかもわかりませんが、例えば7ページの③を見ると施設が3つとも残って広域化しているような形ですけども、よくあるのはこれを1つに集約して、衛生組合を組み1つの廃棄物処理場をつくるだとかいうことがあると思います。絵がまず一番目につきますので、整理していただければと思います。後のほうの斎場の話はそうなっています。

それから、人材供給というのはなかなか難しい話だと思います。何回かこの委員会でも議論になっていましたけれども、英国で以前4Psという形の地方公共団体の育成といいますか、支援団体というような形のことがありました。ここはそこまで踏み込めるわけではないと思うのですが、課題がある中でどうしていくのかという意味でいけば、次のステップとしてはそこら辺をもう少し内閣府のほうでも御検討いただければありがたいと思います。

○石原委員長 ありがとうございます。

まだいろいろあろうかと存じますが、最終答申までは時間もあるようでございますので、そういったことも踏まえながらやっていただければと思います。人材もケースがどんどん

ふえてあれしてくると、人も育ってくることもありますので、鶏と卵みたいな感じかもしれませんが、非常に重要なポイントということですね。

それでは、今年度内の最終報告につきまして、引き続き調査審議を進めていただきますようお願いを申し上げます。

引き続きまして計画部会ということでございまして、昨年5月にアクションプランのフォローアップとその見直しを行うということで、本年も計画部会において検討をいただくことになっております。事務局より御説明をよろしく申し上げます。

○森企画官 それでは、計画部会につきまして御説明をさせていただきます。

資料3-1と3-2で御説明をさせていただきます。

まず資料3-1なのですけれども、アクションプランの見直しに向けてというところがございます。

まず1ページ目は、今の昨年5月に決定しましたアクションプランの概要でございますので、一応おさらいということで資料をつけております。この一番下にPDCAサイクルということで、毎年度のフォローアップの事業規模や施策の進捗状況の見える化、アクションプランの見直しということがございまして、今後、こういうことをもちまして今年度の進捗のフォローアップを計画部会で行いたいと考えております。

ポイントとしてはコンセッション事業の推進、実行ある優先的検討の推進、地域のPPP/PFI力の強化ということで、この大きな3つの柱で進めているところでございます。

2ページ目は類型ということで、我々類型Iから類型IVということで定義をしております、この類型ごとに事業規模の目標というものも決めておまして、総額では25年度から34年度の10年間で21兆円ということで目標を定めてございます。

3ページ目はアクションプラン見直しの考え方ということで、左側がアクションプランの構成ということで、本日、参考資料3でアクションプラン本体をつけさせていただいておりますけれども、左側はその目次になっておまして、この中で特に3番の推進のための施策というところは、参考資料3の本体では8ページ目以降になるのですけれども、こちらそれぞれの施策ごとに具体的取り組みということで、期限を区切って、あと、担当省庁も区切ってこれこれ、何々をやるということでいろいろ記載をさせていただいておりますので、その進捗状況を見つつ、踏まえた上で必要な施策を追加したりですとかを考えております。また、優先的検討部会ですとか事業部会の議論を踏まえて、施策の追加ということも御議論いただければと思っております。

また、4の集中取り組み方針ということで、こちらは今、コンセッションを中心に空港、水道、下水道、道路で目標件数を6、6、6、1と言っておりますけれども、そういったものもつけておりますので、それが28年度末が目標期限となっておりますので、そういったところの見直しにつきまして、こちらこの委員会もそうなのですが、経済財政諮問会議ですとか、未来投資会議ですとか、タスクフォースですとか、そういった議論もございまして、そういった議論も踏まえながら見直しをしていければと考えております。

その他の基本的な推進に当たっての考え方ですとか、事業規模目標ですとかPDCAサイクルですとか、そういったところは、これはまだ去年5月につくったばかりということもありますので、細かい時点修正はあるかと思えますけれども、抜本的な考え方を変えるものではないと考えております。

続きまして4ページ目がスケジュールでございます。計画部会は2月中旬にいたしまして、そこで関係省庁のヒアリングをしまして、ここで進捗状況を確認する。その次に3月には部会の構成員の皆様から御意見を聴取しまして、その後またこの委員会で中間報告をさせていただきたいと思えます。さらに4月、5月とアクションプラン推進施策の確認と改定案の審議をしていただきまして、5月下旬にはまた委員会で計画部会報告ということで改定案の審議をさせていただきます。その後、推進会議決定ということでさせていただきます。

こういったスケジュールということで、資料3-2が当面の計画部会の運営についてということで、内容は今、御説明させていただいたような内容になっております。部会の構成員としましては、別紙で計画部会長は宮本先生にお願いしておりますのでございまして、あと根本先生ということで、専門委員で11名ということで、こういった構成で行っていきたいということで、こちらの資料3-2につきましては本日、御了承いただければと考えております。

説明は以上でございます。

○石原委員長 ただいまの御説明に関しまして御質問、御意見ございますでしょうか。

きょうは機構から半田社長もお見えになっておりますが、何かコメントはございますか。

○半田PFI推進機構代表取締役社長 これで結構でございます。

○石原委員長 概して進捗状況については、事務局としてどのような感じを持っておられますか。

○森企画官 まさに今、確認をしているところでございますけれども、進んでいるものもあれば、なかなか厳しいものもあるかなというところだと思っております。

○宮本委員長代理 計画部会長を仰せつかっておりますので、今、御説明いただいた方針で進んでいこうと思えます。昨年度は大きな改定という形でございます。その中でもPDCAサイクルを回すという形の中で、最初のCをするという段階でございます。

事前にお聞きした範囲では、そんなに悲観するものではないけれども、すごくいいかどうかは難しいというところだと思いますので、そこを精査していただきながら、特にきょうの2つの部会からの御報告があったところを施策としてうまく反映していくということを明記していくのが大きな話ではないかと思えます。委員、専門委員の方がたくさんいらっしゃいますので、皆さんいろいろな御意見をいただけたらと思えますので、事務局の御協力のもとにアクションプランのさらなる推進に向けて、貢献できるような形に改定していければと思っております。

○石原委員長 ありがとうございます。部会長より御説明がありました。

それでは、アクションプランの改定に向けまして、今後さらに計画部会での。

○上村委員 1つだけ質問してもよろしいですか。アクションプランのスケジュールのところなのですけれども、今年度中に各省庁からのいろいろな具体的にどのような案がというのは、省庁のほうは今、全部検討中になっていて、今年度中に上がってくるというような表があったと思うのです。その各省庁別にどういうPPP/PFIの具体的な方針になるのかというのが大体でき上がってくる時期を踏まえて、この計画部会も進めていかれると思うのですが、大体スケジュールでいくとどれぐらいの月になるのかというのがお聞きしたいことが1点目。

2つ目は、今のこのテーマのところで言うのがいいのかどうかは私はわからないのですが、どこかでこのPPP/PFIが国及び地方自治体の財政規律というところにどう数字の上で寄与していくことの方ををハッキリさせることが重要です。今の段階ではVFMの考え方はあるのだけれども、それは先ほど谷口先生から御指摘のあったように、従来のものと従来でないものとの差の中でしかVFMが出ないとするならば、従来と従来でないものと、そもその規模とか中身が違ったら、VFMは当然なかなか比較にならないようなものでもあったりするわけなのです。このVFMの考え方の整理と、財政規律というところをどのように今後反映していくのか。それはそんなに簡単なものではないと思いますけれども、それは今、言うのがいいのか、また別の機会に言うのがいいのか私はわからないまま話をしているのですが、何かそれはそれでどこか部会がしっかりとバランスシート上の反映として確立する手法を、一度お考えいただきたいと提案したいと思います。

2つのことを申し上げました。

○森企画官 こちらにつきましては、今、2月中旬に1回ヒアリングを行いますけれども、そのときには検討中とか漠然としたものではなくて、ここまで進んでいますと。こういった取り組みが今回ありますというところもヒアリングする予定ですので、そこまでにはきちんとした形でヒアリングできるのではないかと考えております。

○上村委員 ヒアリングなのですか。あくまで各省庁別にきちんと書いて出てくるというものではないのですか。

○森企画官 書いて出てきます。

2点目は大変難しいところなのですけれども、答えになっているかどうかはあれですが、そういったところも踏まえて、1つのあれとして今、我々は事業規模についてもフォローアップをしているところがございますので、そういった中でいかに財政規律とはあれかもしれませんが、公的負担の抑制とか、ビジネス機会の拡大とか、そういったものに寄与しているかというところからも把握していければと思っております。

○石原委員長 いろいろなプロジェクトがあって、それぞれ効果ありとあるのですけれども、それを定量的にあれして、それを全体像としておよそこれだけの効果が何年度にあったとかいうのは、いずれどこかで出すことになるのですか。

○森企画官 また後ほど説明させていただきますけれども、27年度も事業規模を把握して

歳入、歳出の削減効果なども出しておりますので、またそれは紹介させていただきます。

○石原委員長 よろしゅうございますか。タイミングは結構でございますので、思いついた都度どんどん言っていただければと思います。

それでは、続きまして議題4に移りたいと思います。その他の報告事項といたしまして、PPP/PFIの関連施策につきまして事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○直原企画官 資料4でございます。まず最初に地域プラットフォームにつきましての状況報告でございます。

資料の2ページをごらんください。まず地域プラットフォームの形成状況でございますが、目標47を平成30年度目標としておりますが、現在、28年度末の見込みで30地域、ごらんのとおりの地域が形成見込みということでございます。中には単独の市町村ではなくて、自治体ではなくて、複数の自治体でプラットフォームをつくっている。真ん中あたりに志太3市とかございますが、あと福井銀行、滋賀大学といった県単位で行うものなども最近出てきております。

下の2ですが、内閣府での形成支援についてでございます。こちらは平成28年度に内閣府支援事業として盛岡市、富山市、福井銀行、滋賀大学、佐世保市の5地域を支援しております。ワークショップなど年4回の会議体をやっておるのですが、その中で民間提案や広域化などもモデル的に取り組むといったことで重点的な支援を行っております。また、28年度に応募があったのですが、支援しなかった5団体、静岡市、津市以下の5地域につきましても、来年度支援できるようにということで関係者と調整を行っていくことを予定しております。

3ページ目、地域プラットフォーム運用マニュアルというものを現在作成中でございます。地域が主体的に地域プラットフォームを形成し、また、効果的な運営ができることを留意した運用マニュアルでございまして、下に課題としまして地域プラットフォームの意義、メリットが理解されていなかったり、また、形成方法がわからないということがございましたので、今年度はマニュアルを作成して形成方法、運営方法について解説する、また、優良取り組み事例も紹介するといったこと。それと次年度以降、29年度以降は運用マニュアルの周知を図って、知っていただく。それでプラットフォームの形成を働きかけていきたいと考えておるところでございます。

○森企画官 続きまして資料の4ページ目と5ページ目でございますけれども、こちらは先ほども御説明しましたが、事業規模の関係でございます。これは進捗状況についてということで、平成27年度の事業規模がまとまりましたので、御報告をさせていただきます。こちら4ページ目の合計のところでも赤く囲っている平成27年度、合計だと6.7兆円ということでございます。ただ、これは関空の関係では約5兆円ということでして、それを除くと約1.7兆円というところでございます。10年間で21兆円目標ということで、関空を除くと16兆円として、それを10年間で割ると1.6兆円ということで、それなりに堅調に推移していると思っております。25年度は1.3兆円、26年度は1.0兆円ということで、若干伸びているとも

言えるかなと思います。

類型別に見ると、類型Ⅱが伸びておりまして、いろいろな大型の案件があったということもあって伸びていることもあります。目標より上振れておりまして、逆に類型Ⅲは目標より若干下振れをしているところがございますが、全体的に見れば堅調に推移しているのではないかと考えております。

件数につきましてはアクションプランで類型Ⅱは自治体、20万人以上の地方公共団体で1件、類型Ⅲは10年間で平均2件を目標にしているのですが、27年度は類型Ⅱは21件、目標としては年にならすと18件なのですが、21件。類型Ⅲについても21件の事業が実施されたところがございます。

5ページ目が歳出削減効果と歳入増加効果でございまして、こちらにつきましてはアクションプラン上、10年間で約2.7兆円というような試算もさせていただいておりますけれども、実際は今、平成27年ですと歳出削減効果は1,154億円で、歳入増加効果が888億円ということで試算をされているものでございます。

6ページ目からコンセッション事業のいろいろな関係の施策をまとめたものでございます。

6ページ目がコンセッションの進捗状況ということでして、こちら空港のところは6分の7とありますけれども、目標が6件に対して空港が7件、水道は目標6件に対して2件、下水道が目標6件に対して4件、道路は1件ということで達成している状況でして、これを見ると水道、下水道といった分野でおくれているところでも、そういったこともありまして、7ページ目からこれはプレス発表の資料をつけさせていただいておりますけれども、平成28年度の第2次補正予算で支援をしております。こちら具体的な中身が8ページ目になっておりまして、この19件について今、支援を決定したところがございます。数、いろいろ検討しているところはそれなりにあるというようなところがございます。9ページ目が補正予算の概要になっておりますけれども、13.9億円ということで、我々としては異例の予算もつけてしっかりと推進をしていきたいと考えているところでございます。

10ページ目と11ページ目が、政令を改正しましたというところがございます。どういう中身かと申しますと、まず11ページ目のところに浜松市下水道コンセッション事業の概要とあるのですが、こちら浜松市では市町村合併に伴って静岡県から移管された下水道施設についてコンセッション方式でやるということになったということなのですが、そのときに浜松市がこれまで一体的に水道、下水道を全部一定的に徴収していたものが、コンセッションをやることになって運営権者に行くというとなればまた不便、いろいろ余計なコストもかかったり、そういったこともありますので、浜松市がかわって料金徴収できる仕組みをつくりましたというところがございます。地方公共団体の性質上、そういった利用料金の債権の回収に係る委託契約を結ぶことができないということですので、地方自治法の特例としてPFI法の施行令を改正したというものでございます。

12ページ目から数ページにわたって、これは繰り上げ償還についてとありまして、これ

は要は水道とか下水道とか、そういったものは自治体が借金して整備しておりますけれども、そのときの公益企業債について今、運営権対価で返済しようとする場合は繰り上げ償還しようとする補償金を支払う必要があるのですけれども、そうなるコンセッション推進のために一括償還したいというときになかなか不都合だということで、繰り上げ償還をする際に補償金を免除、軽減するというものでございます。

13ページ目からが、そういったことが昨年12月の未来投資会議の構造改革決定推進会合でも議論をされておりました、平成30年度にPFI法改正による立法措置を講じることを前提として政府外で検討を進めることで、今から検討を進めるというところでございます。

14ページは支援対象事業ということで、何でもかんでもというわけではなくて、いろいろ経営環境が厳しかったりですとか、ちゃんと自分たちも努力していますよとか、そういったところも要件に加えるという予定で考えているところでございます。

最後に、今般、PFI推進機構は税制改正の特例が認められたというところでございまして、その御説明でございます。16ページ目は機構の概要ということで、ここは省略をさせていただきまして、17ページ目が特例措置の創設というところでございます。機構に法人事業税がかかっておりますけれども、課税の対象となる資本金を実際の額ではなくて銀行法に規定する銀行の最低資本金の額、いわゆる20億円とする特例措置を講じるというものでございます。これによって機構の税負担が年間9,000万円軽減されまして、機構の案件形成のためのコンサルティング能力のより一層の活用ですとか、資金供給能力ということで地域におけるPFI事業の大幅な掘り起こしが進むことを期待しているというものでございまして、18ページにあるようなこういったものもさらに促進できることを期待しているものでございます。

以上、駆け足になりましたが、取り組みについては以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

予算面あるいは税制面でいろいろPPP/PFIを期待しているところも大きいというのが具体的な形としてあらわれているものでございます。本日、一応11時半までの予定でございまして、ちょうど時間となったのですが、最後に何か皆様これまでのところで御意見、御質問等がございましたら、よろしゅうございますか。それでは、次回以降につきまして事務局から何かございますか。

○村田参事官 次回は3月の開催を予定しております。日程等につきましてはまた御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございます。